

枚方京田辺環境施設組合行政不服審査会規則

平成28年7月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合行政不服審査法施行条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第9号）第5条に規定する枚方京田辺環境施設組合行政不服審査会（以下、「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が存在しないときの審査会は、管理者が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。